

家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案

この要綱案は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）の施行に伴い、家事事件手続規則の改正が考えられる事項を整理したものである。

この要綱案中、「法」とあるのは、家事事件手続法をいう。

1 遺産の分割の審判に関する改正

第102条第1項に次の2号を加えること。

三 遺産の一部の分割の有無及びこれがあるときはその内容

四 民法第909条の2に規定する遺産の分割前における預貯金債権の行使の有無及びこれがあるときはその内容

2 特別の寄与に関する処分の審判・調停に関する改正

(1) 特別の寄与に関する処分の審判の申立書の記載事項

第2編第2章第16節の次に次の一節を加えること。

第16節の2 特別の寄与に関する審判事件

（特別の寄与に関する処分の審判の申立書の記載事項・法第216条の2等）

第116条の2 特別の寄与に関する処分の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別の寄与の時期、方法及び程度その他の特別の寄与の実情

二 相続の開始及び相続人を知った年月日

(2) 特別の寄与に関する処分の調停の申立書への準用

第127条を次のとおり改めること（下線部が改正部分である。）。

第127条 家事調停の申立てについては第37条から第41条まで及び第47条の規定を、遺産の分割の調停の申立書については第102条第1項の規定を、寄与分を定める処分の調停の申立書については同

条第2項の規定を、特別の寄与に関する処分の調停の申立書については第116条の2の規定を、請求すべき按分割合に関する処分の調停の申立書については第120条の規定を準用する。

3 その他の改正

第104条を次のとおり改めること（下線部が改正部分である。）。

第104条 第82条の規定は法第200条第1項の規定により選任された財産の管理者及び同条第4項において準用する法第125条第1項の規定により改任された財産の管理者について、第83条の規定は法第200条第4項において準用する法第125条第5項の規定による登記の囑託について準用する。